

5章 社会創造と漁民

八木 庸夫
(水産学部教授)

1節 漁村空洞化と国民食糧問題

一般に産業の盛衰は、その就業者数の増減によく示されている。

そこで漁業の経済的動向を概観するために、昭和43年の第4次漁業のセンサスから昭和63年の第8次漁業センサスまでの最近5回の漁業センサスの結果を用いて、さし当たり重要と思われる各年度の漁業経営体総数、漁業就業者総数、年齢別就業者数を取り、一覧表に作成したのが表1である。いずれも減少傾向が著しく、漁業衰退の状況を示している。

5年毎の実数の変化の傾向を一応直線的なものと仮定し、最小自乗法によって直線回帰式 ($Y = aX + b$) を計算してみると、次の通りである。

漁業経営体総数の動向

$$Y = -3,051X + 458,355 \quad \text{相関係数} : -0.9927$$

表1 漁業経営体・就業者数の動向

	実 数					指 数				
	S. 43	S. 48	S. 53	S. 58	S. 63	S. 43	S. 48	S. 53	S. 58	S. 63
経営体総数	254,118	232,302	217,698	207,439	190,271	100.0	91.4	85.7	81.6	74.9
就業者総数	636,021	510,727	478,148	446,536	392,392	100.0	80.3	75.2	70.2	61.7
30才未満	135,464	74,491	63,966	47,286	34,970	100.0	55.0	47.2	34.9	25.8
30～59才	344,622	278,976	270,159	256,700	213,739	100.0	81.0	78.4	74.5	62.0
60才以上	62,943	67,042	63,927	64,337	75,638	100.0	106.5	101.6	102.2	120.2
婦人就業者数	92,992	90,218	80,096	78,216	68,055	100.0	97.0	86.1	84.1	73.2
新規学卒就業者数	5,364	2,649	2,045	2,145	577	100.0	49.4	38.1	40.0	10.8

注. 各年漁業センサスによる海上作業就業者。

単位：人，経営体

(Xは西暦年号の下2桁, Yは実数, 以下同様)

相関係数は極めて1に近い。つまりこの回帰式は実数の動向を極めて良く表現しているといつてよいのである。

この式によれば, 漁業経営体は1991年から数えて60年後にはゼロになる筈である。ところが, 就業者数の減少傾向はもう少し大きい。漁業就業者総数について回帰方程式を計算すると, 次の通りである。

漁業就業者総数の動向

$$Y = -11,029X + 1,353,025 \quad \text{相関係数} : -0.9560$$

この式によれば, 漁業就業者は32年後にはゼロになる筈である。相関係数はやはり十分に大きく, 実数の動向をよく表わしていることを示している。

経営体数の減少傾向より就業者数の減少傾向が大きいのは, 経営体数の減少に加えて, 1経営体当たりの就業者数が減少しているためである。しかし就業者数がゼロになれば経営体数も当然ゼロになる筈である。したがってある段階から経営体数の減少傾向がさらに急速になり, 少数の例外的な遊漁業や特殊企業の漁業などは別として, 大多数の伝統的な漁村的, 漁民的漁業は遠からず消滅することが予想されるのである。

このような衰退傾向をたどる漁業が, 水稲作農業と共に, 我が国の基本的な食料生産業であることは, 重大な問題である。

魚介類に対する国民の需要は極めて大きく, わが国民1人1日当魚介類蛋白質供給量はここ十年来18g前後であり, 世界最高の消費量を示し, さらに僅かな増加傾向を示している。人口の自然増による消費の増加も大きいと思われる。ただ肉卵乳類の消費の増加がそれ以上に急速であるために, 相対的に魚介類消費の割合が低下しており, そこから「魚離れ」が云われているのである¹⁾。

ところがこのように消費は増加しているのに, ここ十年来, 水産物の国内生産量が停滞しているため, 水産物輸入量が急速に増加している²⁾。昭和63年度の国内漁業生産額は2兆7千億円であるが, それに対し調理品を除く水産物輸入額が1兆4千億円に達している³⁾。水産物の輸入量は年々急速に増加しており, 水産物を主として輸入に頼る時代が目前に迫っているのである。

高度経済成長以前の段階においては, 日本人は, エネルギーと蛋白質を主と

表 2 戦前の 1 人 1 年当たり食料消費量の推移

	1911～15 平均 kg	1921～25 平均 kg	1931～35 平均 kg	1980年 kg
穀 類	169.6	182.5	175.5	113.9
うち米	130.7	142.8	140.6	78.9
小 麦	9.8	14.7	13.8	32.2
大・裸麦	22.8	19.8	17.3	0.7
い も 類	57.0	53.4	46.5	17.3
野 菜	87.2	79.9	80.6	112.3
果 実	8.0	9.7	12.2	39.4
肉 類	1.3	2.1	2.3	22.4
鶏 卵	0.7	1.5	2.2	14.6
牛乳・乳製品	1.1	2.1	3.0	62.2
魚 介 類	3.7	8.1	10.3	34.8
砂 糖	5.4	10.9	11.9	23.2
油 脂 類	0.4	0.8	0.8	13.8

注：「食料需給表」ベースのものである。

資料：農林水産省「食料需要に関する基礎統計」（1976）

して米と魚に依存してきた。

表 2 にみられるように、戦前 1930 年代前半には、肉卵乳類の 1 人当年間消費量合計 7.5kg に比べれば、魚介類の消費量は 10.3kg でずっと多かったのであるが、現時点の 1980 年においてはそれが、魚介類も 34.8kg と 3 倍化しているが、肉卵乳類合計は 99.2kg と 13 倍にも増加しており、魚介類消費量の約 3 倍に達するに至っている。

また戦前の米の消費は年間 140.6kg にも達していた。米の自給率は今なお 100% であるが、昭和 10 年の人口 7 千万人が平成 2 年度には 1 億 2 千万人余に達していることから、人口の自然増による消費の増加が考えられる反面、昭和 55 年の 1 人当年間消費量は 78.9kg で戦前の半分近くまで減少しており、これから米の総生産量は戦前の 95% 程度に減少していると推測される。

米はカロリーばかりでなく多量の蛋白質を含んでいる。米の消費が減少したのは、一つには蛋白質を肉卵乳類に依存するようになった結果と考えられる。ところが肉卵乳類を生産している畜産業は、表 3 にみられるように輸入飼料に依存して発展してきたのである。

飼料穀物は、表の国内仕向量中の飼料等の欄の数字の大部分を占めている

表3 食料需給(昭和63年度)(単位 1,000トン)

類・品目	国内生産量	輸入量	輸出量	在庫の増減量 ¹⁾	国内消費量仕向量			1人当たり供給料 ²⁾ (kg)	
					総量	飼料 ^種 子 ^加 工 ^減 量			
						粗食料	純食料		
穀類	11,383	28,492	0	98	39,777	24,877	14,900	12,800	104.2
米	9,935	43	0	-606	10,584	967	9,617	8,713	71.0
小麦	1,021	5,290	0	171	6,140	1,175	4,965	3,873	31.5
大麦	370	2,120	0	79	2,411	2,348	63	29	0.2
粟	29	0	0	2	27	9	18	10	0.1
うるち	1	16,481	0	327	16,155	16,031	124	96	0.8
こむぎ	0	4,080	0	99	3,981	3,981	0	0	0.0
その他穀類	27	478	0	26	479	366	113	79	0.6
いも	5,089	411	0	0	5,500	2,825	2,675	2,407	19.6
かぼち	1,326	0	0	0	1,326	727	599	539	4.4
れんぶ	3,763	411	0	0	4,174	2,098	2,076	1,868	15.2
大豆	2,525	131	0	-23	2,679	805	1,874	1,874	15.3
大豆類	445	5,019	0	99	5,365	4,155	1,209	1,165	9.5
豆類	277	4,685	0	95	4,867	4,060	807	807	6.6
野菜類	168	334	0	4	498	95	402	358	2.9
緑黄色野菜	16,098	1,500	1	0	17,597	1,798	15,800	13,487	109.8
その他の野菜	1,719	82	0	0	1,801	111	1,690	1,567	12.8
果実類	14,379	1,418	1	0	15,796	1,687	14,110	11,920	97.1
みかん	5,364	2,345	55	-295	7,949	1,330	6,619	4,730	38.5
その他の果実	1,998	0	37	-295	2,256	338	1,918	1,362	11.1
肉類	1,042	25	1	0	1,066	107	959	815	6.6
牛肉	2,324	2,320	17	0	4,627	885	3,742	2,553	20.8
豚肉	3,594	1,349	5	29	4,909	98	4,811	3,460	28.2
鶏肉	569	408	0	4	973	19	954	668	5.4
その他の肉類	1,577	484	0	20	2,041	41	2,000	1,400	11.4
魚介類	1,442	272	5	8	1,701	34	1,667	1,284	10.5
卵	4	184	0	-3	191	4	187	105	0.9
乳製品	2	1	0	0	3	0	3	3	0.0
牛乳	2,403	46	0	0	2,449	133	2,316	2,015	16.4
乳製品	7,718	2,556	1	77	10,195	267	9,928	9,928	80.9
農家用生乳	120	0	0	0	120	61	59	59	0.5
農家用生乳	4,821	0	0	0	4,821	48	4,773	4,773	38.9
乳製品	2,776	2,556	1	77	5,254	158	5,096	5,096	41.5
魚介類	11,985	3,773	1,629	694	13,435	4,581	8,854	4,542	37.0
生鮮魚	1,967	1,991	378	89	3,491	0	3,491	1,791	14.6
冷凍魚	4,625	652	85	217	4,975	0	4,975	2,552	20.8
干鰯	528	18	117	41	388	0	388	199	1.6
飼料用肥	4,865	1,112	1,049	347	4,581	4,581	0	0	0.0
海藻類	160	57	6	0	221	31	180	180	1.5
砂糖	2,656	2,656	21.6
粗糖	286	1,902	0	109	2,080	2,080	0	0	0.0
精糖	2,662	2	1	-8	2,671	56	2,615	2,615	21.3
みつ	22	5	0	0	27	0	27	27	0.2
みみ	144	398	0	-6	548	534	14	14	0.1
油脂類	2,426	506	366	-2	2,568	439	2,219	1,733	14.1
植物油	1,658	377	12	16	2,007	200	1,807	1,439	11.7
動物油	768	129	354	-18	561	239	322	294	2.4
みしょ	640	0	2	0	638	2	636	636	5.2
ゆ	1,238	0	8	-1	1,231	4	1,227	1,227	10.0

国際連合食糧農業機関 (FAO) の食料需給表作成基準によって作成したものである。事実のないもの、不詳、単位未満はすべて「0」と表示。速報値。1) 当年度末繰越量と当年度初め持越量との差。2) 純食料を10月1日現在総人口で除したものである。3) 歴年。4) びん詰、缶詰、乾燥ものの輸出入量はすべて生鮮換算。5) 乳製品の輸出入量及び在庫増減は生乳に換算して示している。6) 原魚量に換算。7) 乾燥重量。8) 計測単位kg, ℓ(1人当たり)。

資料 農林水産大臣官房調査課「食料需給表」

と考えられるが、そのうちの代表的な穀物について、国内生産量と輸入量を比較してみると、とうもろこし、大豆、こうりゃん、大麦などいずれも大部分を輸入に依存していることが分かる。同じく飼料に向けられると考えられる馬鈴薯、魚介類のみは国内産が多いが、その量は決して多くはない。

日本には十分な飼料作物を生産する土地がない。したがって飼料は輸入飼料に頼らざるを得ず、輸入飼料が無くなれば畜産業はほぼ壊滅すると予想される。その場合には米の増産が必要になるが、空洞化した農村、減少した水田での米の大幅な増産は不可能に近いことであろう。また空洞化した漁村、老朽化した沿岸漁場での魚介類の大幅な増産も不可能に近いことと思われる。

この状況の中で米の輸入が問題になってきている。そしてかつて主要な蛋白質供給源であった水産物もまた今や輸入に依存しようとしている。全ての商品の原料といえる石油はほとんど全て輸入に依存している。

過去の歴史が示すように、平和が破綻しないという絶対的な保障はない。もし何らかの国際的な事情で輸入が途絶したならば、石油のみならず、蛋白質もカロリーも不足し、石油ショックの例を引くまでもなく、国民経済が大混乱に陥るばかりでなく、食料の不足によって多数の国民が餓死する恐れさえ大きいのである。ここに水稻作農業と沿岸漁業を基本的国民食糧産業として、何としても維持しなければならない理由がある

国民食糧の安全保障は、国内で生産し得る基幹食糧を、ただ安いからという理由で外国から輸入する、市場経済の論理以上の倫理的問題である。

2節 漁民組織としての漁協の系譜

以上述べたところから既に明らかなように、沿岸漁業を維持するためには、新しい抜本的な対策が必要である。緊急かつ抜本的な漁業対策は、結論的にいえば「漁協を中心とする経営管理型漁業の推進」になると思う。

そこでまず、漁村における漁協すなわち漁業協同組合（漁協）の役割について考えてみる。

漁協は漁民による職能的な協同組合と規定される。しかしながら、漁協を単純に市場経済に対応する共同経済事業体と考えることはできない。漁協は共同経済事業と漁業権管理事業とを2本の柱にしている。

と考えられるが、そのうちの代表的な穀物について、国内生産量と輸入量を比較してみると、とうもろこし、大豆、こうりゃん、大麦などいずれも大部分を輸入に依存していることが分かる。同じく飼料に向けられると考えられる馬鈴薯、魚介類のみは国内産が多いが、その量は決して多くはない。

日本には十分な飼料作物を生産する土地がない。したがって飼料は輸入飼料に頼らざるを得ず、輸入飼料が無くなれば畜産業はほぼ壊滅すると予想される。その場合には米の増産が必要になるが、空洞化した農村、減少した水田での米の大幅な増産は不可能に近いことであろう。また空洞化した漁村、老朽化した沿岸漁場での魚介類の大幅な増産も不可能に近いことと思われる。

この状況の中で米の輸入が問題になってきている。そしてかつて主要な蛋白質供給源であった水産物もまた今や輸入に依存しようとしている。全ての商品の原料といえる石油はほとんど全て輸入に依存している。

過去の歴史が示すように、平和が破綻しないという絶対的な保障はない。もし何らかの国際的な事情で輸入が途絶したならば、石油のみならず、蛋白質もカロリーも不足し、石油ショックの例を引くまでもなく、国民経済が大混乱に陥るばかりでなく、食料の不足によって多数の国民が餓死する恐れさえ大きいのである。ここに水稻作農業と沿岸漁業を基本的国民食糧産業として、何としても維持しなければならない理由がある

国民食糧の安全保障は、国内で生産し得る基幹食糧を、ただ安いからという理由で外国から輸入する、市場経済の論理以上の倫理的問題である。

2節 漁民組織としての漁協の系譜

以上述べたところから既に明らかなように、沿岸漁業を維持するためには、新しい抜本的な対策が必要である。緊急かつ抜本的な漁業対策は、結論的にいえば「漁協を中心とする経営管理型漁業の推進」になると思う。

そこでまず、漁村における漁協すなわち漁業協同組合（漁協）の役割について考えてみる。

漁協は漁民による職能的な協同組合と規定される。しかしながら、漁協を単純に市場経済に対応する共同経済事業体と考えることはできない。漁協は共同経済事業と漁業権管理事業とを2本の柱にしている。

漁業権管理事業をみると、漁村と漁協との関係が極めて強いことが分かる。漁協は、明治時代に、漁村共同体の総有的漁業権管理機能を分担する漁業権管理団体として、元来は経済事業を行なわない漁業組合として形成された共同体的な組織である。その系譜を反映して漁協地区は漁村の行政区域を基盤として形成されている。

海水が流動し、魚介類が回遊する以上、海面を個人的に占有・利用することは、原則的にいって不合理であり、また実際上も困難である。個人所有を排除し、非所有の公海あるいは広い地域に亙る公有海面として、多数の漁民が入会って利用するのが合理的でありまた実際的である。

しかし多数の漁民が入会って利用するとなると、そこに利害の衝突がおり、一定の規制が不可欠となる。そのために漁場を入会って利用する漁民の共同体ないし共同体的な漁業組合が必要になる。それが漁協の第1の機能であり、漁協の存在意義は、まず第1に地先漁場と地元漁業の管理・調整にある。

漁民の生産と生活が地先漁場共同支配を基礎として成り立っている点で、漁業共同体は各種共同体の中でも最も本質的、かつ強固な共同体である。

明治43年の漁業法改正の頃から、その漁業組合が共同経済事業を手掛けるようになり、さらに昭和8年の漁業法改正で、出資制をとって漁業協同組合に転化し、第2次世界大戦後その共同経済事業が大きく発展して現在に至っているのである。

かくして、漁業権管理主体として出発した漁協は、他方で市場経済の発展に対応する共同経済事業体として、経済合理性、さらには規模の利益を追及するに至っている。漁業権管理事業と共同経済事業の二つの事業が漁協の中で両立し、併存している。そして、漁業権の行使は旧漁協に分割したままの漁協合併などに、狭い漁村共同体との繋がりを維持しながら、他方では広い市場経済を対象とし経済合理性、規模の利益を追及する。漁協の二面性が示されている。

3節 協同化政策の推転

第2次世界対戦後の新漁業法の制定過程においては、国民の全般的な飢餓状態の中で、水産を発展させ水産物の供給の増大を可能にするものとして、漁民

の共同体的関係が重視されていた。

昭和22年の水産局の統一見解『漁業制度改革の基本問題』には次のように述べられている⁵⁾。

……沿岸漁業における封建制を払拭して古い搾取制度から漁民を解放し、1人当年産3トンというような低位の労働の生産性を高めねばならない。然しこれは必ずしも自由競争による沿岸漁業の資本家的発展を推進することを意味するものではない。資本家的経営が利潤を目的とするものである限り、沿岸漁家をその支配下に委すときは、現在の漁民は余りに多すぎるので、これを減少せざるをえないことは、資本家的経営が支配的な諸外国の漁業従事者数を見れば明らかである。多くの人々が失業状態におかれることは、国民経済全体として見た労働の生産性が却って低下する危険を持つ。沿岸に残された僅かの資源を十分に利用し増殖して行くことは、現在の段階では……色々な漁業又は作業に従事しうる漁民が、協同して漁場の総合的な利用を図るという方法によらざるをえない。……十分な技術的な基礎の下に、沿岸漁場をより計画的に漁民の協同的な利用が図れるような制度に改める必要がある。

沿岸漁業者数を維持し、多様な漁業の成立を図り、沿岸漁場資源の十分な増殖・利用を図るためには、資本家的経営の支配を排し、漁民の協同に依るべきであるといっているのである。そしてこの文章から、ここにいう協同が単なる個人の協同ではなく、非資本主義的な、相互依存、相互規制関係を前提にした共同体的関係を指していることが分かる。つまり当時は、漁業共同体を基盤とする沿岸漁業の発展が模索されていたといえるのである。

このような共同体的関係重視の思想は、高度経済成長の過程で否定される。高度経済成長下の水産政策は、昭和35年の池田内閣の『所得倍增計画』水産の部、それを受けて作成された『漁業の基本問題と基本対策』に示されている。基本対策の中心である構造改善対策について、農林業基本問題調査会の答申本文は次のようにいっている。長くなるが引用してみる。

沿岸漁業の構造を改善するためには、就業構造と経営構造を改善しなければならない。従来沿岸漁業は、いわゆる「過剰人口の圧力」のもとにおかれてきたので、就業構造の改善を達成することは容易ではない。……過

剩就業の改善のためには、労働力移動を自然のままに放置しておくべきではない。漁民に教育の機会を与え、技術訓練をうけられる便宜を提供し、漁民が安定的な職業を自由に選択しうるように積極的に援助すべきである。沿岸漁業の低い所得、低い生活水準は、零細経営にその根源がある。それゆえ、漁家漁業の生産性を向上させその経営を強化させるとともに、協業組織を発展させつつ、共同経営、企業的経営等のより高次の経営組織に育成し、……浅海増養殖、魚類養殖等の養殖業は……その生産物に対して需要の増大が見込まれる。また、技術の発展により生産力を増大させることができる。それゆえ……そこに零細な漁船漁家を可及的に吸収する方策を講ずべきである。……かかる段階では、漁船漁業にとっても、沿岸漁場は相対的には現在よりかなり拡大されることになろう。……小型漁船漁業であっても操業度が高く能率的漁法による生産性の高い健全な漁家経営を育成すべきである。個別漁家の経営を強化し、協業組織を発展させ、進んで経営の共同化、企業化等を推進するためには、各経営が部落ごとに分散されているのは望ましい状態とはいえない。そこで中核的漁港を整備し、この漁港を中心とした一定の地域について生産、流通等の基盤を整備するため総合的施策を集中的に行ない、これを中軸として協業組織の発展と経営の共同化等を推進すべきである。経営構造の改善は、沿岸に近代的漁村を建設することと併行して進めていかなければならない。

要約すれば、(1)まず他産業の成長に対応して労働力の流出を容易にする対策を講じ、就業者数の減少を図りつつ、漁業内部の生産性の向上については、(2)浅海増養殖を積極的に振興し、できるだけ漁船漁家をそれに転換させ、人口流出と増養殖転換によって相対的に漁場が拡大した海面漁業については、(3)能率漁業の導入を図り、これらの施策を通じて企業的漁家の育成を図るが、その際「各経営が部落ごとに分散されているのは望ましい状態とはいえない」ので、より広い地域について、(4)中核的漁港の整備を軸とする近代的漁村の建設を進める、というのである。別の資料では、構造改善の目標は企業的漁家の育成であることを明言している。⁷⁾この政策は現在まで基本的には変更されていない。そしてこの方針になってから、漁業就業者の急激な減少が始まったのである。

高度経済成長以降、村落共同体、ひいてはなお村落共同体と強い繋がりを持つ漁業共同体的関係の解体と、並行する企業的漁家の育成が目標になってきたのであるが、村落共同体解体政策の中で、漁業共同体の排他的性格が薄れると同時に漁民の共同体的な結合力も薄れ、漁協経済事業の利用も不十分なものとなってきた。市場経済の浸透に対する防波堤の役割を果たしてきた漁協と漁民の関係が次第に乖離し、その結果生業的な、市場経済には未熟な漁家が、市場経済の中に無防備な形で投げ出される形となり、漁家経済の階層的な分化、分解、さらには漁業就業者数の急激な減少、老齢化、総じて漁村の空洞化を招き、漁業の全面的な衰退が顕著になってきたように思われる。すなわち、漁村という出自の母体が衰退することによって、漁業全体が地滑りのように衰退してきているのである。

組合員数を制限し、漁業権行使者数及び行使方法を制限し、漁協経済事業の完全利用を義務付け、独特の罰則を決めるような共同体的原則を、現代の、個人や法人の自立を前提とし、漁協への加入脱退を自由とし、漁協経済事業の利用もまた自由とするローマ法的民法体系の中に取り入れることは、所詮困難である。つまり、それらの共同体的原則は個々の漁協の自主的な努力によって守らなければならなかったのである。漁協は、このような政策方針の下で、試行錯誤を重ねながら漁民の共同体的関係を維持し、組合員漁家の経済と共に漁村経済を維持してきた訳であるが、共同体的原則の明文化は極めて遅れている。

戦後、共同体的漁業制度が重視された時期には漁業就業者数が増大した。個別経営の生産性・経済性が重視されるに及んで、漁業就業者数は急激に減少するようになった。就業者数の減少、漁村の空洞化が基本的問題となった現在、改めて共同体的漁業制度の再編を考えるべきであり、そのためには各漁協が、愛媛県遊子漁協にみられるような、ローマ法体系を超える漁業共同体原理、いわゆる浜憲法を確立することが基本になる。

4節 愛媛県・遊子漁協の組合員資金勘定⁶⁾

ここで遊子漁協の事例を紹介しておきたいと思う。

まず遊子漁業の歴史的な経過をみると、遊子は元来半農半漁のまき網漁村で

あったが、マイワシが完全に消滅した昭和30年頃のまき網の大不況の中で、村内のまき網が全て倒産し、漁協もまたまき網に対する債権の焦付きによって倒産状態に陥り、村内の漁業は壊滅状態になる。もともと地先漁場の利用度が低く、地先漁場の価値に対する認識は低かったのであるが、この段階では遊子の漁業は全く空白状態になったと考えてよく、300人程いた漁民も100人程度にまで減少する。

漁業が皆無の状態になった漁村で、漁民が頼れるものはやはり地先漁場である。無一物で借金しかない漁協がまずやったことは、それまで利用価値の低かった地先漁場が、真珠養殖に適している点に着目し、地先漁場を地元外の実業資本に貸して漁場代を稼ぐことであり、並行して組合員漁民が母貝養殖をやり、地元外真珠養殖資本に母貝を提供して日々の糧を得ることであった。当時は養殖規模に制限はなかったが、母貝養殖は所詮副業的なものであり、漁家単位の零細なものである。かくして組合員の略全員が慣れない養殖業に従事して苦闘する中で、養殖業に次第に習熟し、漁民も漁協も地先漁場の価値に目覚めてくる。そこで不況のどん底を潜り抜けた漁協は、昭和35年に漁協再建総会を開き、養殖振興の方針を打ち出す。そして38年から数戸の漁家が真珠及びハマチ養殖に着業を始める。このようないわば準備段階を経て、40年に、41年から45年までの5年間を対象期間とする遊子漁業の自主再建計画が改めて作成されるが、その時養殖立村の方針が確立され、それに伴って地元外真珠養殖資本に占拠された地先漁場奪還の方針が打出される。再建計画では、養殖業によって都市勤労者並の所得を実現するために、当時の金で1戸当たり1万ドル、360万円の所得を目標にして、陸上兼業による所得も考慮した水揚目標を定めている。その中で、漁場配分における徹底した平等主義が現れてくる。

遊子における養殖漁場配分の原則を要約していうと、まずハマチ等養殖業を漁業専門業者の漁業とし、真珠養殖業を役場職員、漁協職員、農協職員等の、給料が比較的安い村内兼業者の漁業、真珠母貝養殖業を宇和島市の企業職員等給料が比較的高い村外兼業者の漁業として位置付けた上で、兼業所得を併せた漁家の総所得を都市勤労者並の所得にすることを目標にして、各養殖業毎に1戸当たり必要規模を計算し、次に地先漁場内の漁場適地をその1戸当たり施設規模で割って立地可能な養殖業者の戸数を算出し、業種毎にその範囲内で漁家に

平等に漁場施設を割当てている。さらにハマチについては養殖開始時期に、各戸の1年魚(25,000尾)ならびに2年魚(15,000尾)の尾数を計量して平等化し、その上で養殖技術の面で各業者を自由に競争させる方法をとっている。

皆が生きていくための、地元外大真珠養殖業者からの漁場奪還闘争の過程で、漁協を中核とする漁民の結集の必要性が明らかになり、組合員の強固な団結が生まれ、その結果一方ではこのような漁場配分における公平原則が現出してくるが、同時に他方において、組合員による共同購買、販売、信用等の漁協事業の完全利用も実現している(後掲浜憲法参照)。そしてこの関係を元に、漁協は組勘を実施していくのである。

組勘の仕組みを要約すると、まず漁協の信用部内に組合員各人別の「組合員資金勘定」を設け、各組合員の収入も支出も全てこの個人別勘定を通じて行うようにする。家計費もこれに含まれている。したがってこの個人勘定を決算すれば、全ての組合員の、生活状況を含む経営内容が一目瞭然になる。そこで各組合員は漁協に集まり、前年度の実績に基づいて、月々の収入と費用、さらに月々の資金の過不足を予測し、資金が不足する月については不足額について漁協が当座貸越枠を設け、その範囲内で資金を自由に借りられるようにし、逆に収支に余裕のある月はその余裕額を漁協の「営漁貯金」に振込むこととして、漁協との間に「取引約定」を締結する。

漁協はさらに組合員の収支内容を検討し、黒字の組合員は交通信号になぞらえて青組、すなわちG Oの組として文句なく養殖を継続させ、赤字1割以内の組合員は黄組、すなわち注意が必要な組として経営内容の検討を条件として養殖を継続させ、赤字1割以上の組合員は赤組、すなわち一時ストップの組として養殖を継続すべきか否か、経営内容を慎重に検討し、その上で資産と負債が等しくなったような者に対しては、家屋敷を全て失う前に養殖を廃業するように勧告している。かくして既に数戸が養殖を廃業し、資本のかかからない海面漁業に転換しており、その後には活力ある漁民が参入している。また資産最大時の資産総額に等しい定期預金を持つ者を一人前の漁師として評価するようにしている。このようにして組合員の漁業経営が計画化、健全化され、それによって漁協経営もまた健全化し、養殖業者数一定の下でも養殖業の活力が維持されているのである。

遊子漁協の事例は、地元漁業皆無の状況に立ち至った漁村で、地元外資本に占拠された地先漁場を奪還して各種養殖業が始められ、漁船漁業の地区が養殖業の地区に転化していく過程で漁民が漁協を中核として結集し、強固な団結が生まれ、それに基づいて漁協が強力な主体性を発揮し、一方で漁場資源の公平配分、他方では漁協経済事業の完全利用が実現し、「組勘」という形での組合員経営の管理、ほぼ完全な計画化が始められ、それらによって漁協を中心とする漁村の総合的な活性化、発展が図られてきた、典型的な事例といえる。

沖合漁業の崩壊後、養殖業への転換が行われ、地先漁場の価値が痛感される中で、遊子漁協においては、長年漁民の間で不文律として認められていた、漁場利用に関する取り決め、申し合わせ等を明文化し、漁民の憲法にしようということで、昭和57年4月、『遊子漁協運営要綱』を作成しているので、その要点を抜粋してみる。地元ではこれを浜憲法と呼んでいる。

第3条 この組合の保有する海は、地域において漁りを業としてきた住民の共有財産である。

第4条 この組合の組合員は、共有財産である海の生産力を保持する責務があり、生活や生産行為によって海を汚濁するときは原因者負担に基き、これを清浄しなければならず、清らかで豊かな海を子々孫々に伝える義務を負う。

第5条 この組合の構成単位は、定款所定の資格要件を具備すると共に、祖先伝来の漁家の世帯主を単位とする。

第15条 この組合の組合員は原則として区画した漁業権を重複して行使することはできない。

第16条 この組合の保有する共同漁業権および特定区画漁業権の漁場行使は、漁業権行使規則により行使するほか、漁業種類毎に平等に行事することを原則とする。従って理事会が決定した施設や養殖数などの最高限度を越えてはならない。

第17条 この組合が地区内に保有する区画漁業権の漁場行使については、平等の原則に基き理事会の決するいかだ等の数をこえてはならない。

第19条 組合員の漁業生産に必要な資材は、組合が取扱っている品目については、すべて組合を通じて購入しなければならない。

5章 社会創造と漁民

第20条 この組合の保有する海域で業として水揚げされた生産物は、すべて組合の販売事業を通じて販売しなければならない。ただし組合が業務を行っていない魚種については、宇和島市の県漁連魚市場へ販売することを認めるが、販売代金はすべて組合の貯金口座へ振り込むものとする。

第21条 「人間は、孤立しているときは退歩する。社会関係の中でだけ精神的にも健全なる生活が営め、そして進歩する」といわれている。

組合の組合員教育は、生産活動や文化的活動などの社会的関係、すなわち組合員相互の自発的な協同行為の中でのみ育ち高められる。従って組合は、組合員が経済競争の中でたくましく心豊かに暮らして行くために、地域での連帯と協同の生き方や思想について、部落共同体の中で、生産組織の中で、その協同活動を通じて学びとるよう教育活動を強めなければならない。

第22条 組合員は、生産活動を同じくする業種毎の生産者組織に加入しなければならない。

第27条 この組合の組合員が、定款、規約、漁業権行使規則および業務諸規定などのほか、本要綱の規定に反したときは、理事会の議決により次の罰則を受けるものとする。

1. 警告、または過怠金
2. いかだや小割生簀などの削減
3. 除名

これは、組合の構成単位を地元漁家とし、同一漁家による二種以上の区画漁業権の利用を禁じ、漁業権の平等利用を規定し、養殖規模を規制し、漁協経済事業の完全利用を義務づけ、漁民としての倫理規程を設けるなど、非資本主義的な、いわば共同体的な規程である。この要綱は、漁民が地先漁場とその資源を守り、漁民に公正・公平に分配し、漁民全ての生産と生活を維持し、地先漁場を最も有効に利用し、地先漁場から最大の収益を挙げていくためには、漁民の共同体的関係と、優秀なリーダーに支えられた共同体的組織、そして総意に基く、先進的・効果的・積極的な共同体的相互規制が必要であることを示している。

5 節 漁協を中心とする経営管理型漁業の提言

漁家の個別経営としての発展も、勿論可能である。適切な経営管理による、アメリカのファミリーファームのような、企業的漁家経営も考えられない訳ではない。しかしその場合でも、それに適応した、公的な漁業権管理、相互調整が不可欠である点に沿岸漁業の特性がある。

漁協による漁業権管理は漁場の生産性を大幅に高める機能を持っている。

現在、全ての漁業権の設定、得喪又は変更、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止は、水協法第50条により、漁協の特別議決事項とされており、正組合員の過半数が出席する総会において、3分の2以上の多数によって議決するよう規定されている。いわば全員の合意が要求されている訳で、その中で立場の弱い漁民もその漁場を守られ、立場の強い漁民はその漁場利用を制限される。その結果狭隘な沿岸漁場に多種多様、多数の漁業が成立し、沿岸の多種多様な資源の利用が可能となり、漁場生産性が高められている。

また、生物資源の採取においては、漁獲強度が過剰になると総漁獲量が却って減少する関係があるが、漁協は資源保護を目的とする漁業規制により、漁獲強度を制限することを通じて、個々の漁業の生産を最大に近づけ、漁場生産性を高めている。

これらの共同体的な漁業規制の増産効果があつてこそ、はじめてわが国の狭隘な沿岸漁場から、養殖生産物を含めれば300万トンという大量の、しかも国民食料に適した沿岸漁獲物が得られているのである。

漁業共同体が崩壊すれば、漁場の奪いあいが行なわれ、少数の企業的漁家を残すのみで生業的な漁家は消滅し、わが国漁業が国民の食生活、食文化を支えていくことが困難になると考えられる。

漁業共同体が維持されれば、漁場秩序と共に生業的な多数の漁家が維持され、沿岸漁業の全体システムが維持されると考えられ、その極点に愛媛県遊子漁協にみるような、漁協による組合員漁家の経営管理があると考えられる。

漁業共同体を維持するためには、漁協が、一般的な協同組合原則を基盤としながらも遊子漁協のように、組合員の総意を結集して独自の浜憲法を確立し、さらに「組勘」のような組合員経営管理態勢の構築を進めるべきである。

生業的な漁家は必ずしも会計帳簿を必要とせず、したがって一般には会計帳簿を備えていない。したがって個別経営として近代的な経営管理を行なうことは一般的には無理である。他方、漁協は浜憲法の確立に成功すれば、地先漁場資源の公平配分を通じて漁民に対する指導力を持ち、また共同経営事業の完全利用を通じて漁家経済の内容を全て把握し得、したがって組合員漁業経営の近代的管理を集中的に実施することが十分可能である。

以上の論理が正しいとすれば、沿岸漁業活性化対策に関する結論は「漁協を中心とする経営管理型漁業の推進」という言葉に要約できると思う。高度な知識と幅広い視野を持つ漁協リーダーの育成が期待される所以である。

昨今、資源管理型漁業という言葉が定着している。しかしその結論が減船というようなものであるとすれば、それだけでは資源を生かして人間を殺す、生存権の否定と受取られかねない。これに対し、経営を維持するためには漁獲を維持せねばならず、そのためには漁場を保全し資源を維持せねばならない。したがって上述した経営管理の概念の中には、資源管理の概念も含まれているとあってよいと思う。

空洞化した漁村の活性化手法として、まず大分県に始まった「一村一品運動」などの地域起し運動がある。しかしそれでも地域社会の活性化が進まないことから、一村一品運動の限界、曲がり角が各方面から指摘され始めている。地域活性化には、第1に事業開発への挑戦、第2には生活文化の再生が条件になる。一村一品運動が「カネ」「モノ」作りに偏する傾向を生み、市場経済、規模の経済を追及するあまり、その地域住民のコミュニケーションの手段としての重要性、「いきがい」を実感させ、新たな事業開発に向けての情熱を湧き立たせる機能などに十分な考慮が払われてきたかどうか、問題である。そこで精神面、こころの問題が重視され始めているのである。

山口県の蓋井（ふたおい）島は漁協自営の大型定置網、一本釣、採貝採藻等を営む漁村であるが、若い女性の島外流出が激化したため、1970年代後半には青年漁民を島に留め、漁業を維持するためにも漁民の花嫁対策が問題になり、蓋井島青年水産研究会が中心となってボウリング大会、キャンプ大会など島外の女性との交歓会を行なった。その過程でデート等を計画的に行なうためにも決った休日の必要が痛感され、1979年には月2回の定休日が定められた。さら

に1984年には、タテ社会をヨコ社会に改めて漁村の活性化を計るために、1戸1組合員制を漁民単位の1戸複数組合員制に改めている。このようにして1980年代に入って島外から多くの花嫁が来るようになり、明るく住みよい漁村が作られている。⁹⁾

このように、漁村においては共同（互助）と事業（経済）という二つの機能を地域形成に向けて統一して進めている漁協が、地域づくりを担う組織形態として措定できる。また、これからの漁協のあり方としても、単に漁業の振興を計るばかりでなく、地域起しの主体として活動することによって、はじめて漁業の活性化を果たし得る場合も多いと思われる。いずれにしても前述したような漁協の強化が、漁村活性化の前提になる。

注

- 1) 水産庁漁政部企画課『水産統計指標・昭和63年』p. 57参照。
- 2) 前掲書, p. 53参照。
- 3) 前掲書, p. 19, 63参照。
- 4) 総務庁統計局『日本の統計・平成2年』, p.8, 58参照。
- 5) 水産局『漁業制度の基本問題』（昭和22年）水産庁『漁業基本問題対策史料・第1巻』（昭和38年）p.38
- 6) 農林漁業基本問題調査事務局『漁業の基本問題と基対策・解説版』（昭和36年）p.169
- 7) 水産庁『沿岸漁業構造改善対策について』水産庁『漁業基本対策史料第3巻』（昭和41年）p.524～525
- 8) 古谷和夫「区画漁業権にも共有思想を貫く」漁協経営センター『漁場管理と漁協全国漁協活動実践交流集会の記録』（昭和58年）p.61～77参照。
- 9) 島秀典「地域漁業の振興と漁協の役割」『西日本・漁業経済論集』第31巻（1990年）p.25～39